

指定管理者募集要項（案）と前回募集要項との主な変更内容

1 効果的な事業運営についての提案の明確化（募集要項様式 3－3）

今回、新たに入館者数の増加，図書コーナーの活性化，会議室収入の増加に向けた具体的な提案を求めることとした。

2 委託業務の明確化（募集要項 P 3）

前回は、事業分野における委託内容として、普及啓発事業、環境学習事業、広報・周知事業など概括的な記載をしていた。今回は、最低限実施すべき事業として、市内のイベントにおけるブース出展、環境副読本の改定、広報誌の発行回数など、具体的な事業を明記した。

3 職員配置数の明確化（募集要項 P 4）

前回は、「必要な職員を配置すること」としていたが、今回は、「環境保全に関する専門的知識を有する者を常時 2 名以上配置する」こと等を明記した。

4 危機管理対応の明確化（募集要項 P 6）

前回は、危機管理について規定はなかったが、今回は、危機管理体制の構築，対応マニュアルの作成等の規定を明記した。

5 事業報告書等の提出及び公表の明記（募集要項 P 5）

前回、規定はなかったが、事業報告書等の提出及び公表を明記した。

6 事業の継続が困難となった場合の措置の明記（募集要項 P 7）

前回は、事業の継続が困難となった場合の措置について記載していなかった。今回は、指定管理者の責めに帰すべき事由によって、業務の継続が困難になった場合、市は指定を取り消すことができ、市に生じた損害は指定管理者が賠償する等、具体的な措置内容を明記した。